

## 西京考—その実態と歴史的意義—

古 内 絵 里 子

### はじめに

由義宮は、称徳朝に河内国若江郡弓削郷（大阪府八尾市）に造営された宮である。表に示したように、称徳天皇は、神護慶雲三年（七六九）十月十七日に由義宮に行幸し、三十日には由義宮を西京とし河内国を河内職にする詔を出している。十一月九日に平城京に還り、翌宝龜元年（七七〇）正月には由義宮域に家が入る大県・若江・高安郡の百姓にその価を支払っている。そして、二月二十七日に再び由義宮に行幸して四月まで滞在した。この間、由義寺の造塔事業従事者への叙位や会賀市司の任命などが行われ、西京の整備が推進された。

ところが、称徳天皇は平城宮に還って間もなく病となり、八月に崩御した。それにより、道鏡は失脚し、由義宮と西京の造営も中止されたとみられる。

この由義宮と西京の性格については、『続日本紀』神護景雲三年十月甲子（三十日）条に「以由義宮為西京」とあり、平城京に対して西に

ある京と称されていること<sup>①</sup>、称徳天皇・道鏡の政策が藤原仲麻呂の政策を否定しながらも競合するものであり、道鏡が出身地の河内に由義宮（西京）を営んだことも仲麻呂が自身の基盤である近江に副都保良京を造営したことに対抗するものと考えられてきたことから、副都と捉えられてきた<sup>②</sup>。

しかし、保良京への造宮・移住等の政策が首都であった藤原京から平安京の遷都政策と共通することから、拙稿において、保良京が新たな首都となるために造られた都城であったことを指摘した<sup>③</sup>。したがって、西京の造宮が仲麻呂政権への対抗として行われたものであるならば、首都として造営した可能性も検討する必要がある。

また、中村修也氏は、西京の市の開設は単なる宴遊ではなく、西京への遷都を意中に秘めた、その準備処置としての市設営であり、会賀市司の任命と考えなくてはならないと指摘し、道鏡は、由義寺を中心とする地域に西京を造り、ここに遷都せんとする意図があったと論じる<sup>④</sup>。

松村翔太氏は、宝龜元年三月に西京で行われた歌垣で「西の都は万世の宮」と歌われたこと、河内国を河内職としたことから、由義宮が恒久的な京として造営を進められていた可能性がある<sup>⑤</sup>と指摘する<sup>⑥</sup>。

表 由義宮・西京の沿革史

年	月日	事項	出典
天平神護元年 (765)	2月2日	従四位下弓削御浄淨人に従四位上を授ける。	
	10月29日	弓削行宮に行幸	
	10月30日	弓削寺に行幸	
	閏10月1日	弓削寺に食封200戸、知識寺に50戸を喜捨する。	
	閏10月2日	道鏡に太政大臣禪師の位を授け、道鏡への拝賀をし弓削寺に行幸 道鏡に綿1000屯を与える。	
	閏10月8日	平城宮の百官が道鏡を拝賀する。	
天平神護2年 (766)	10月8日	参議弓削御浄淨人に正三位と中納言を授ける。	
	10月20日	道鏡を法王とする。	
	10月23日	法王の月料を供御に準じさせる。	
神護景雲元年 (767)	3月20日	法王宮職を設置	
神護景雲2年 (768)	2月18日	弓削御浄淨人を大納言に任命	
	2月19日	無位弓削御浄淨方に従五位下を与える。	
神護景雲3年 (769)	正月3日	法王道鏡が西宮前殿に居し、大臣以下賀拝する。道鏡自ら壽詞を告げる。	
	正月7日	法王宮で五位以上を宴する。道鏡と五位以上の者に摺衣、左右大臣以下には綿を与える。	
	7月10日	法王宮職の印の使用を認める。	
	10月17日	由義宮に行幸	
	10月19日	藤原朝臣雄田麻呂を河内守に任命	
	10月21日	龍華寺に肆廩をたて、河内の市人に市を開かせる。	
	10月27日	行幸に陪従した仕丁・仕女以上と僧都以下に綿を与える。	
	10月29日	智識寺と四天王寺の奴婢に爵を三級与える。	
	10月30日	由義宮を西京とし、河内国を河内職とする。大県・若江郡の田租と安宿・志紀郡の田租半分を免除する。弓削御浄朝臣清人ら事に供した国郡司・軍穀に爵・位を授ける。 藤原雄田麿を河内大夫とする。	
	11月9日	平城宮に還る。	
宝亀元年 (770)	正月12日	大県・若江・高安郡の百姓で由義宮域に家が入った者には、その価を支払う。	
	2月27日	由義宮に行幸	
	3月3日	博多川で宴遊する。百官の文人と大学生が曲水の詩を献上	
	3月10日	山口忌寸沙弥麿と西市員外令史正八位下民使毗登日理を会賀市司に任命	
	3月15日	称徳天皇不豫	『日本紀略』
	3月28日	葛井・船・津・文・武生・蔵氏の男女230人が歌垣を行う。「西の京は万世宮」と歌う。	
	4月1日	内蔵忌寸若人と紀朝臣広庭を造由義大宮司次官に任命	
	4月3日	由義宮行幸に陪従した文武百官と十二大寺の僧・沙弥に物を与える。	
	4月5日	由義寺の造塔の諸司雑工に叙位を行う。 歌垣に協力した船連浄足・東人・虫麻呂に外従五位下を授ける。	
	4月6日	平城宮に還る。	
	4月8日	弓削氏の男女に物を与える。	
	4月11日	弓削宿祢牛養らに弓削朝臣、弓削連耳高らに宿祢、美努連財刀自・矢作造幸国に宿祢の姓を与える。	
	6月10日	称徳天皇不豫	
	7月22日	志紀・渋川・茨田などの堤を修復する。	
	8月4日	称徳天皇、崩御	
	8月21日	道鏡を下野薬師寺に移す。	
8月26日	河内職を河内国に戻す。		

注：出典が記されていないものはすべて『続日本紀』

ただし、由義宮と西京は『続日本紀』でわずかにその様子がうかがえるだけで、その実態は長らく不明であった。

しかし、二〇一七年十一月に由義寺の塔跡が見つかり、由義寺の場所が確定した。そして、この発掘調査で、由義寺の塔が二〇m四方の基壇を持つ七重塔であったことが判明し、<sup>①</sup> 徐々にではあるが、西京の実態を知る手がかりが増えている。

そこで、現段階での研究・史料・発掘調査成果をもとに、西京の実態を検討することで、都城史上における西京の性格、すなわち歴史的意義を明らかにする。

## 第一章 由義宮

由義宮は、『続日本紀』神護景雲三年十月辛亥（十七日）条に「進幸<sup>②</sup>由義宮<sup>③</sup>」とみえるのが初出である。

弓削は、道鏡の出身地とみられ、『日本霊異記』上巻 第三十五話には河内国若江郡遊宜村に練行の沙弥尼がいたとあり、『倭名類聚抄』には若江郡弓削郷とある。また、『万葉集』巻七―一三八五首には「真鉿持 弓削河原之 埋木之 不可顕 事尔不有君」とあり、郷域は旧大和川の本流である長瀬川の東岸に沿って長く伸び、現在の八尾市二俣・東弓削・都塚・八尾木・南本町あたりであったと想定されている（図1参照）。

由義宮行幸の五年前の『続日本紀』天平神護元年（七六五）十月丁亥（二十九日）条には、称徳天皇が弓削寺に礼仏するために「弓削行宮」に滞在したことがみえる。この「弓削行宮」は、行幸のために弓削寺近くに設けられた臨時の宮であり、由義宮の前身と考えられる。このことから、由義宮も由義（弓削）寺の近くに造営されたと推察される。

史料1『続日本紀』宝亀元年正月乙亥（十二日）条  
大県・若江・高安等郡百姓之宅入<sup>④</sup>由義宮<sup>⑤</sup>者、酬<sup>⑥</sup>給其価<sup>⑦</sup>。

史料1には、大県・若江・高安郡の百姓で宮域に家が入った者には、その価を払うとあり、由義宮の宮域は大県・若江・高安郡にまたがるものであった。その具体的な規模や構造は不明だが、三郡にかかることから相当な大きさだったことがうかがえる。

そして、宮・京域に宅などが入った人間に補償を行ったことは、難波長柄豊碓宮・藤原宮・平城京・恭仁宮・長岡宮・平安宮の際にもみえる。

①『日本書紀』白雉元年（六五〇）十月条  
為<sup>⑧</sup>入<sup>⑨</sup>宮地<sup>⑩</sup>、所<sup>⑪</sup>壊丘墓<sup>⑫</sup>、及被<sup>⑬</sup>遷人者<sup>⑭</sup>、賜<sup>⑮</sup>物各有<sup>⑯</sup>差。

②『続日本紀』慶雲元年（七〇四）十一月壬寅（二十日）条  
始定<sup>⑰</sup>藤原宮地<sup>⑱</sup>。宅入<sup>⑲</sup>宮中<sup>⑳</sup>百姓<sup>㉑</sup>二千五百烟、賜<sup>㉒</sup>布有<sup>㉓</sup>差。

③『続日本紀』和銅元年（七〇八）十一月乙丑（七日）条  
遷<sup>㉔</sup>菅原地民九十餘家<sup>㉕</sup>。給<sup>㉖</sup>布穀<sup>㉗</sup>。

④『続日本紀』天平十四年（七四二）正月壬戌（十六日）条  
又賜<sup>㉘</sup>家人<sup>㉙</sup>大宮<sup>㉚</sup>百姓<sup>㉛</sup>廿人爵一級<sup>㉜</sup>。入<sup>㉝</sup>都内<sup>㉞</sup>者<sup>㉟</sup>、无<sup>㊱</sup>問<sup>㊲</sup>男女<sup>㊳</sup>並<sup>㊴</sup>賚<sup>㊵</sup>物<sup>㊶</sup>。

⑤『続日本紀』延暦三年（七八四）六月丁卯（二十八日）条  
百姓私宅入<sup>㊷</sup>新京宮内<sup>㊸</sup>五十七町、以<sup>㊹</sup>当国正税四万三千餘束<sup>㊺</sup>、賜<sup>㊻</sup>其主<sup>㊼</sup>。

⑥『続日本紀』延暦四年五月癸丑（十九日）条  
又長岡村百姓、家人大宮処一者、一同京戸之例。

⑦『日本紀略』延暦十二年三月乙酉（七日）条  
新京宮城之内、百姓地冊四町、給三年価直。

①には難波長柄豊碓宮域に入るために丘墓を壊した者や移転した者には物を賜うとある。②は藤原宮域に宅がある百姓に布を与えた記事である。③には平城京城である菅原に家のある百姓に布穀を与えたことあり、これも移転のために住民に補償を与えた記事と考えられる。④には恭仁宮域に家がある百姓には位を、京内に入る百姓には物を与えたことがみえる。⑤は長岡宮域に家のある百姓に稲を与えた記事で、⑥には長岡宮域に家のある長岡村百姓を京戸としたことがみえる。⑦には平安宮域に土地を持つ百姓に三年分の価直を支給したとある。

⑥を除く①～⑦をみると、新宮・京域に宅など入る場合は、政府が補償を与えている。こうした補償を与えたのは、①に「被遷人者」とあるように、新宮・京となる区域に居住している人間を移転させるためであろう。とくに、藤原京以降の都城では、住民を立ち退かせ、貴族・官人・京戸に宅地班給をしている。そのため、元からそこに住んでいた住民が新京の住民にはなることはなかった。⑥は立ち退かせない代わりに長岡宮域に家がある百姓を京戸とした例外的措置と考えられる。したがって、新宮・京域に住む百姓の移転とその補償は遷都政策の一つといえ、由義宮で同様の政策がとられたことは、由義宮および西京の性格を考える上で、非常に重要な指標である。

史料2『続日本紀』宝龜元年四月癸巳朔条

一以三外従五位下内蔵忌寸若人一為撰津亮一。河内亮従五位上紀朝臣  
広庭・撰津亮外従五位下内蔵忌寸若人並為兼造由義大宮司次官一。

さらに、史料2では、河内亮の紀朝臣広庭と撰津亮の内蔵忌寸若人を造由義大宮司の次官に任命したことがみえる。これから、由義宮が造由義大宮司という臨時の造宮官司によって造営されたことがわかる。造由義大宮司について、今泉隆雄氏は、河内・撰津亮を次官に任じていることから、造宮省と関係なく由義宮のある河内職とその隣の撰津職の官人を中心に組織されたものと捉える<sup>10)</sup>。

また、史料2は造由義大宮司の次官の任命記事であり、前年の神護景雲三年十月に由義宮行幸が行われ、宝龜元年二月にも由義宮に行幸していることから（表参照）、神護景雲三年以前に造由義大宮司が設置され由義宮の造宮が開始されたとみて差し支えない。

ついで、造由義大宮司の構成員をみると、次官は従五位上の河内亮と外従五位下の撰津亮であることから、長官は正五位下以上の者であったと考えられる。左に示したように、保良・長岡・平安の造宮使の長官も五位以上である。

保良宮・京 造宮使 使二名 従五位上・従五位下  
長岡宮・京 造宮使 使四名 従三位・正四位・従四位

平安宮・京 造宮使 使二名 正五位下・従五位上  
造由義大宮司の長官が二名以上いたかは不明だが、長官の位階がほぼ同じであることが注目される。

加えて、造難波宮司や保良・長岡・平安の造宮使が京域の造営も担ったことを踏まえると、造由義大宮司は由義宮だけでなく、西京の造営にも携わった可能性が想定される。

そして、造由義「大宮」司という名称から、由義宮の正式名称は由義大宮であったことがわかる。宣命以外で、六国史において「大宮」と称される宮は左掲のとおりである。

a 『日本書紀』舒明十一年（六三九）七月条

詔曰、今年、造作大宮及大寺。則以百濟川側為宮処。是以西民造宮、東民作寺。便以書直累為大匠。

b 『日本書紀』天武十一年（六八二）九月庚子（十日）条

日中、數百鶴當大宮、以高翔於空。四冠而皆散。

c 『続日本紀』天平十三年十一月戊辰（二十一日）条

右大臣橘宿禰諸兄奏、此間朝廷、以何名号、伝於万代。天皇勅曰、号为大養德恭仁大宮也。

d 『続日本紀』天平十四年正月壬戌（十六日）条

又賜下家人大宮一百姓廿人爵一級上。入都内者、无問男女並賚物。

e 『続日本紀』天平十四年八月丁丑（五日）条

詔、授造宮録正八位下秦下嶋麻呂從四位下、賜太秦公之姓、并錢一百貫、絶一百疋、布二百端、二百屯。以築大宮垣也。

f 『続日本紀』天平宝字元年（七五七）五月辛亥（四日）条

天皇移御田村宮。為改修大宮也。

g 『続日本紀』延暦四年五月癸丑（十九日）条

又長岡村百姓、家人大宮処者、一同京戸之例。

a、gをみると「大宮」と表現されている宮は、百濟宮・飛鳥淨御原宮・

恭仁宮・平城宮・長岡宮であり、いずれも宮城である。

したがって、大県・若江・高安の三郡にまたがる広大な宮域を持つこと、難波長柄豊碕宮・藤原宮・恭仁宮・長岡宮・平安宮と同じように宮域に住む百姓の移転とその補償を行っていること、「大宮」と称される宮だったことから、由義宮は離宮ではなく宮城として造られた宮だったと推察される。

## 第二章 西京の実態と歴史的意義

### 第一節 西京の実態

『続日本紀』神護景雲三年十月甲子（三十日）条には、

詔以由義宮為西京。河内国為河内職。賜高年七十已上者物。免当年今年調。大県・若江二郡田租、安宿・志紀二郡田租之半。

と、由義宮を西京とし、河内国を河内職にする詔がみえる。これには、大県・若江郡の田租と安宿・志紀郡の田租半分を免除することから、西京の京域が大県・若江・高安・志紀の四郡にわたるものであったと考えられる。

そして、由義宮の宮域が、大県・若江・高安郡であるのに対し、西京の京域は、大県・若江・高安・志紀の四郡に跨るものであることから、西京は、

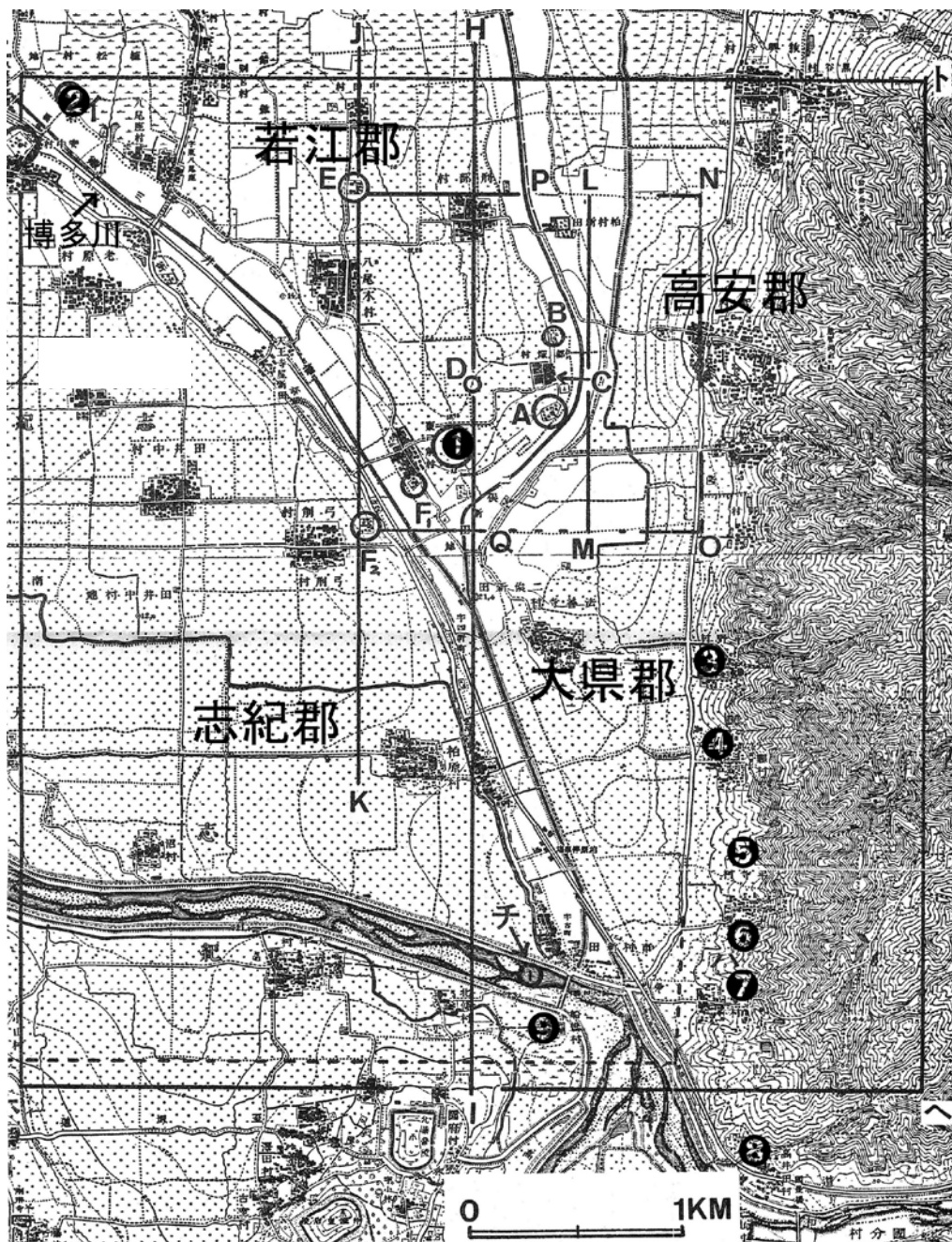


図1 推定西京域

(出典：足利健亮「由義京の宮域および京域考」(中山修一先生古稀記念事業会編『長岡京古文化論叢』同朋出版社、1986年) 670頁、第2図を一部改変)

- ①由義寺塔跡(東弓削遺跡)、②龍華寺、③三宅寺(平野廢寺)、④大里寺(大県廢寺)、⑤山下寺(大県南廢寺)、
- ⑥智識寺(太平寺廢寺)、⑦家原寺(安堂廢寺)、⑧鳥坂寺(高井田廢寺)、⑨会賀市推定地

由義宮とその周辺空間、すなわち京城からなる都であった。

そこで、本節では京内に何があつたかを検討することで、西京の規模や実態に迫ることにする。

### (1) 由義寺

まず、由義宮に近接していた由義寺(弓削寺)をみていく。弓削寺は、寺名のとおり弓削氏の氏寺と考えられる寺院である。創建年代は不明だが、天平十四年十二月三十日付「弓削寺僧行聖謹解」に弓削寺の僧行聖が星川五百村の得度を申請したことがみえることから、八世紀前期には存在していた。

そして、天平神護元年十月三十日には称徳天皇が弓削寺へ参拝礼仏している。翌閏十月一日には弓削寺に食封二百戸を喜捨し<sup>13</sup>、二日には道鏡を太政大臣禪師に任命し、道鏡に対して文武百官を拝賀させた後に再び弓削寺へ礼仏に行っている。

史料3 『続日本紀』宝亀元年四月丁酉(五日)条

詔、造<sup>14</sup>由義寺塔<sup>15</sup>諸司人及雑工等九十五人、隨<sup>16</sup>勞軽重<sup>17</sup>、加<sup>18</sup>賜位階<sup>19</sup>。

史料3は、由義寺の造塔の諸司人と雑工等九十五人に叙位を行う詔である。これから、由義寺に塔が建てられたこと、寺名が「弓削寺」から「由義寺」に改称されたことがわかる。

図1-1<sup>20</sup>の東弓削遺跡(八尾市東弓削三丁目)からは、二〇一七年十一月に由義寺の塔跡とみられる奈良時代後半に造営された一辺約二〇mの規模を有する塔の基壇が見つかった。この塔の規模は、天皇家勅願の寺で、東大寺が建立されるまでは国家筆頭の寺院に位置付けられていた大安寺の東西両塔の一辺約二一mや諸国の国分寺に匹敵する大きさであり、東大寺

や大安寺と同様に七重塔であつたと想定される<sup>21</sup>。

このことから、弓削寺から由義寺に改称されたのは、私寺から官寺になったためと想定され、それに伴い造塔事業も行われたものと考えられる。

塔の造営時期については、鎮壇具の一部と推察される天平神護元年九月初鑄の神功開寶が出土したことから、これ以降に造営が開始された可能性が高い。そして、史料3に由義寺の塔造営に携わった諸司の人と雑工ら九五人に位階が加えられたことが記載されていること、最上部に最後に設置される相輪の一部と考えられる大型銅製品が出土したことから、宝亀元年には塔が完成していることが確実になった。

以上から由義寺の塔の造営期間は、天平神護元年十月から宝亀元年四月までの四年強と考えられ、由義宮の造営と同時期に行われていた。

### (2) 河内六寺

ついで、大県郡にあつた河内六寺と称される三宅・大里・山下・智識・家原・鳥坂の六寺をみていく。図1-1<sup>22</sup>の3と4に示したように、河内六寺は東高野街道前身道路に沿って南北に北から三宅・大里・山下・智識・家原・鳥坂寺の順に並んでいる。

『続日本紀』天平勝宝八歳(七五六)二月己酉(二十五日)条には「天皇、幸<sup>23</sup>智識・山下・大里・三宅・家原・鳥坂等七寺<sup>24</sup>礼仏」と、孝謙天皇が難波行幸の途中に智識寺をはじめとする六寺を礼拝したことがみえる。また、翌庚戌(二十六日)条には「遣<sup>25</sup>内舍人於六寺<sup>26</sup>誦經。觀施有<sup>27</sup>差」とあり、六寺に対して布施を行っている。

史料4 『続日本紀』神護景雲三年十月癸亥(二十九日)条

賜<sup>28</sup>下配<sup>29</sup>智識寺<sup>30</sup>今良二人、四天王寺奴婢十二人爵人三級<sup>31</sup>。

そして、史料4には、由義宮が西京になる前日に智識寺の今良二人と四天王寺の奴婢十二人に爵を与えたとある。足利氏は、同時代の難波京内に位置した四天王寺に対する同列の処置が、由義宮が「都」になる前日に智識寺に対してなされていた点に着目し、智識寺は西京内という観念でとらえられていたと指摘する<sup>18)</sup>。また、氏は、由義京域の南限を長尾街道（大津道）までと論じる。

しかし、氏の復原京域だと河内六寺うち鳥坂寺だけが西京に入らないことになる。

これら六寺について、竹内亮氏は、いずれも七世紀中頃から後半にかけての短期間に創建され、ほぼ四〇〇〜五〇〇mの間隔で南北に整然に立ち並び、六つの寺が一括して参拝対象とされていることから、六寺が何らかの意図や目的により同時期に一括して造営されたと考える<sup>19)</sup>。

六寺が一括して造営されたという竹内氏の見解、天平勝宝八歳に孝謙天皇が六寺に礼拝と布施を行っていたという事実を踏まえれば、鳥坂寺だけが西京の京域に入らなかったとは考え難いのではないだろうか。

このことから、三宅・大里・山下・智識・家原・鳥坂寺の河内六寺すべてが西京の京域に入っていたと想定され、長尾街道以南にある鳥坂寺（柏原市大字高井田）までが西京の京域だったと推察される。

### (3) 会賀市

『続日本紀』宝龜元年三月癸酉（十日）条には、

以<sup>20)</sup>從五位下山口忌寸沙弥磨・西市員外令史正八位下民使毗登日理<sup>21)</sup>權任<sup>22)</sup>会賀市司<sup>23)</sup>。

と、会賀市を管理させるため西市司の官人民使毗登日理と山口沙弥磨を「市司」に任命したことがみえる。

会賀市は、『日本書紀』顕宗即位前紀に「旨酒<sup>24)</sup>餌香市不<sup>25)</sup>以<sup>26)</sup>直買<sup>27)</sup>」とあり、『日本書紀』雄略十三年三月条には「天皇使<sup>28)</sup>齒田根命、資財露置<sup>29)</sup>」

於<sup>30)</sup>餌香市<sup>31)</sup>辺橋本之土<sup>32)</sup>。遂以<sup>33)</sup>餌香長野邑<sup>34)</sup>、賜<sup>35)</sup>物部目大連<sup>36)</sup>」と、齒田根命の資財を餌香市辺の橋の木の下にさらし置かせ、物部目が餌香長野邑を賜ったことがみえる。そして、『倭名類聚抄』の志紀郡に長野郷がみえることから、会賀市は同郷にあったとみられる。

さらに、『日本書紀』崇峻即位前紀には「河内国司言、於<sup>37)</sup>餌香川原<sup>38)</sup>、有<sup>39)</sup>被<sup>40)</sup>斬人<sup>41)</sup>。計將數百<sup>42)</sup>」とあり、市の近くに川があったことがわかる。『日本書紀』天武元年七月辛亥（二十二日）条の壬申の乱の戦を記すなかにも「財等自<sup>43)</sup>高安城<sup>44)</sup>降以渡<sup>45)</sup>衛我河<sup>46)</sup>、與<sup>47)</sup>韓國<sup>48)</sup>戰<sup>49)</sup>于河西<sup>50)</sup>」とあることから、会賀市は餌香川左岸の国府にあったと考えられる（図1-9）。

前述したように、会賀市の市司の設置について、中村修也氏は宮都の遷移には市の設営が重要なファクターであることから、西京への遷都を意中に秘めた準備処置と捉える<sup>51)</sup>。

都城と市の関係をみてみると、恭仁京に遷都するにあたり、平城京にあった東西市を恭仁京に移し、平城京遷都の際は、恭仁京の市人が平城京に移っている<sup>52)</sup>。そして、平安京遷都の際も、長岡京の東西市と市人を平安京に移している<sup>53)</sup>。したがって、遷都の際には、東西市だけでなく、そこで商業活動を行う市人を含めた経済システムすべてを新京に移していたのである。このことから、首都の経済を支える東西市を新京へ移すことは遷都手続の一つであり、遷都のメルクマールといえる。

そして、市司は首都以外に置かれることはなく、副都であった難波京ですら設置されていなかった。ただし、天平宝字六年潤十二月二十三日付「造東大寺司符<sup>54)</sup>」から、遷都が企図されていた奈良京内の市に市司が分置されていた。会賀市の市司も、西市司の官人を割いて設置していることから、西市司の分置と考えられ、会賀市を西京の市とするための措置であったと推察される。



#### (4) 龍華寺

『続日本紀』神護景雲三年十月乙卯(二十一日)条には、

権建<sup>一</sup>肆<sup>二</sup>郎<sup>三</sup>於龍華寺<sup>一</sup>、以<sup>三</sup>西川上<sup>一</sup>、而<sup>三</sup>驅<sup>二</sup>河内市人<sup>一</sup>以居<sup>レ</sup>之。陪  
從五位已上、以<sup>三</sup>私玩好<sup>一</sup>交<sup>三</sup>関其間<sup>一</sup>。車駕臨<sup>レ</sup>之。以<sup>三</sup>為<sup>二</sup>遊覽<sup>一</sup>。

難波宮綿二万屯、塩卅石、施<sup>三</sup>入龍華寺<sup>一</sup>。

と、龍華寺に肆郎をたて、龍華寺の西の川上に河内の市人を驅り立て住ま  
わせて市を行わせ、それを称徳天皇が遊覧し、難波宮綿二万屯と塩三十石  
を龍華寺に施入したことがみえる。

龍華寺は、『類聚国史』巻一八二寺田地、延暦十九年二月辛巳(十三日)  
条に「河内国若江郡田一町六段施<sup>三</sup>入龍華寺<sup>一</sup>為<sup>二</sup>燈分<sup>一</sup>」とあり、「醍醐寺  
本諸寺縁起集」の龍門寺縁起には「龍華寺(在<sup>下</sup>河内国若江郡、僧正起<sup>中</sup>  
基為<sup>上</sup>龍<sup>一</sup>)とみえることから、由義宮・寺と同じ河内国若江郡にあった  
ことがわかる。そして、建永二年(一一〇七)七月八日付「河内通法寺領  
注文案<sup>注</sup>」には「河内国末寺童花寺(字弓削寺)」と記されており、十三世  
紀には龍華寺が弓削寺とも呼ばれており、龍華寺は弓削郷内にあった可能  
性が想定される。そして、龍華寺の「西川上」とは長瀬川と考えられるこ  
とから、八尾市陽光学園二丁目あたりにあったと考えられている(図1-  
2)。

足利氏は、『続日本紀』宝龜元年三月丙寅(三日)条に「車駕臨<sup>二</sup>博多川<sup>一</sup>、  
以宴遊焉。是日、百官・文人及大学生等各上<sup>二</sup>曲水之詩<sup>一</sup>」と、天皇が行幸  
して宴遊し、百官の文人と大学生が曲水の詩を献上した「博多川」こそが  
長瀬川と指摘する。また、同月二十八日に葛井・船・津・文・武生・蔵氏  
の男女二百三十人が集まつて行われた歌垣で、「洶も瀬も、清く爽けし、博  
多川、千歳をまちて、澄める川かも」と歌われていることから、博多川が  
西京の川として認識されていたとし、龍華寺が京域の西南隅であったと  
論じる。

#### (5) 道路

西京内には、南北に直線的に延びる東高野街道前身道路と難波京に通じ  
る洪川路という二つの主要道路が通っていた(図2参照)。

まず、東高野街道前身道路は、その道路沿いに七世紀中頃から後半にか  
けて建立された「宅三・大里・山下・智識・家原・鳥坂寺があることから、  
七世紀後半には幹線道路として確立していたと考えられる。

ついで、大和川と衛我河の合流地点から大和川沿いを通って難波京へ至  
る道路である洪河路をみていく。『続日本紀』天平勝宝八歳四月戊戌(十五  
日)条には「車駕、取<sup>二</sup>洪河路<sup>一</sup>、還至<sup>三</sup>智識寺行宮<sup>一</sup>」とあり、孝謙天皇  
が難波宮から平城宮への帰路の途中、洪河路を通って智識寺行宮に向った  
ことがみえる。このことから、洪河路も平城京と難波京を結ぶ行幸路で  
あったことがわかる。

さらに、西京には平城京に至る龍田道と、住吉津に至る磯齒津路が接し  
ていた。

西京の東南に接していた龍田道は、平城京から斑鳩を経由して河内国に  
入る道で、平城京遷都以降の難波行幸の往還路であった。『続日本紀』宝  
龜二年二月戊申(二十一日)条では「車駕、取<sup>二</sup>龍田道<sup>一</sup>、還到<sup>三</sup>竹原井行  
宮<sup>一</sup>」と難波宮行幸からの還りに龍田道を経由していたことがみえる。ま  
た、『万葉集』には、天平四年八月十七日に藤原宇合が西海道節度使とし  
て派遣されたときに高橋虫麻呂が龍田道を詠んだ歌など龍田道に関わる歌  
が多く収録されており、官人等も利用していた主要交通路であった。

西京の西北に繋がっていた磯齒津路は、住吉津に向かう古道で『日本書  
紀』雄略十四年正月条に「為<sup>二</sup>吳客道<sup>一</sup>、通<sup>二</sup>磯齒津路<sup>一</sup>。名<sup>二</sup>吳坂<sup>一</sup>」とみ  
える。住吉郡寺岡村(大阪市住吉区長居西)から鷹合村(東住吉区鷹合)  
に至る区間が東西方向の直線道路をなし、さらに鷹合から東に向かつて志  
紀郡老原村(八尾市老原)に至るまでほぼ全区画にそれと同一方向の直線

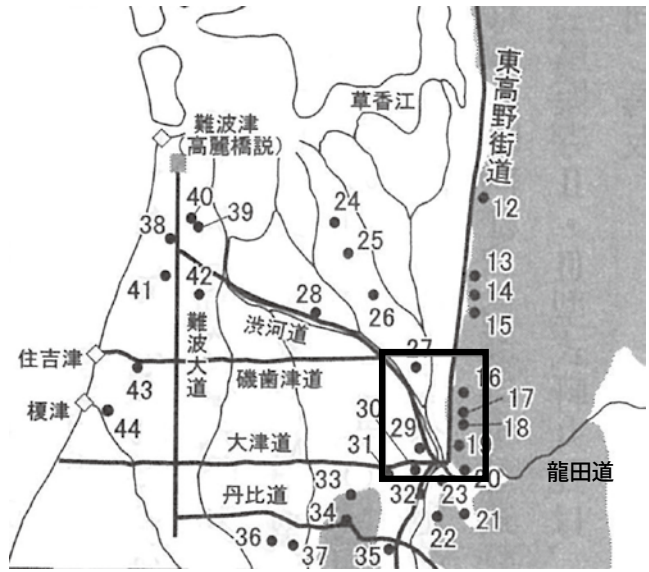


図2 西京と交通路

(出典：谷崎仁美「瓦からみた地域間交流と東高野街道」(『ヒストリア』270号、2018年) 30頁、図4を一部改変)

□ …推定西京城

ないし畔道がとぎれながら連続して認められることから、住吉津から龍華寺の川向かいの老原まで伸びていた直線道路と想定されている。<sup>3)</sup>  
 そして、磯齒津路は老原で洪河路とつながり、そこから衛我河との合流地点まで洪河路を進み河を渡ると、平城京と河内を結ぶ龍田道につながった。

このことから、平城京遷都以降、難波への行幸路は、龍田道―洪河路と、龍田道―洪河路―磯齒津路―難波大道という経路がとられていたと推察される。そして、どちらのルートを使っても必ず西京の京城を通ることから、交通の要所に設置された都であったことがわかる。そして、称徳は孝謙天

皇の頃から難波・智識寺に行幸しており、西京の京城となる地域に訪れていた。このことから、由義宮・西京を設置したのは道鏡の故郷というだけでなく、天皇自身がこの地が難波と平城を結ぶ水陸交通の要地と認識していたためと考えられる。

以上から、西京は大県・若江・高安・志紀の四郡にわたるものであり、由義宮を中核に、京内には由義寺・龍華寺・智識寺・山下寺・大里寺・三宅寺・家原寺・鳥坂寺、西市司が分置された会賀市などがあり、東高野街道前身道路と洪川路という古道が通っていた。そして、平城京を結ぶ龍田道と住吉津へ至る磯齒津路が京城に繋がっていたと考えられ、西京は既存の主要交通網と融合した都だったのである。

## 第二節 西京の歴史的意義

それでは、由義宮を含めた西京が日本古代都城史上においてどのような意義を持つ都であったのだろうか。

まず、方角で称された「京」についてみる。

『続日本紀』天平宝字五年十月己卯(二十八日)条には、

詔曰、為<sub>レ</sub>改<sub>二</sub>作平城宮<sub>一</sub>、暫移而御<sub>二</sub>近江国保良宮<sub>一</sub>。(中略)是日、勅曰、朕有<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>思、議<sub>レ</sub>造<sub>二</sub>北京<sub>一</sub>。縁<sub>二</sub>時事由<sub>一</sub>、豊移遊覽。(後略)

と、淳仁天皇に思う所があつて北京(保良宮)を造つたことが宣べられており、保良宮が「北京」と表されていたことがわかる。これは平城京に対し、保良宮が北にあつたため「北京」と称したと考えられる。加えて、前述したように、保良宮は新たな首都となるために造営された都であることから副都としての表現ではない。

つぎに『日本後紀』卷第三逸文(『拾芥抄』宮城部)、延暦十三年十月廿三日条をみると、

同十三年十月廿三日、天皇自「南京」、遷「北京」。

と、桓武天皇が南京（長岡京）から北京（平安京）に遷ったことが記されている。長岡京も平安京も首都であり、南にある長岡京を「南京」、北にある平安京を「北京」と表したに過ぎない。したがって、由義宮と京城を「西京」と称したことを以て、その性格を副都と断ずることはできないのである。このことから、『続日本紀』では東京である平城京に対する西の都という意味で「西京」と記したと考えられる。そして、方角十京で表現されている他の都城に固有の京名があることを踏まえると、西京にもそれがあつた可能性が推察される。

前述のように、由義宮が「大宮」と呼ばれ、三郡に跨る大規模な宮域を持つこと、遷都手続の一つである新宮（京）域に入る人々に賜物等の補償が行われたことから、宮城の性格を有していたと推察される。

そして、西京の市である会賀市を管理するために首都にし置かれぬ西市司の分置させたこと、『続日本紀』宝龜元年三月辛卯（二十八日）条で「尔詩乃美夜古波、与呂豆与乃美夜」と歌われ、当時の人々に西京が恒常的な都と認識されていたことから、西京は遷都も想定されていた都だった可能性が考えられるのである。

## おわりに

本稿では、八世紀後半に造営された由義宮と西京の実態を検討することで、都城史上における西京の歴史的意義を説明することを試みた。

まず、第一章では、由義宮が大県・若江・高安の三郡にまたがる広大な宮域を持ち、難波長柄豊碕宮・藤原宮・恭仁宮・長岡宮・平安宮と同じく、新宮域に住む百姓の移転とその補償を行ったこと、「大宮」と称される宮だったことから由義宮は宮城として造られた宮だったことを明らかにし

た。

第二章では、西京は大県・若江・高安・志紀の四郡にわたるものであり、由義宮を中核に、由義寺・龍華寺・智識寺・山下寺・大里寺・三宅寺・家原寺・鳥坂寺、西市司が分置された会賀市により構成された都であったことを論じた。そして、由義宮と西京の実態から、西京に対しても遷都手続が行われていたことを述べた。

また、河内は、六世紀には物部氏の本拠地であり、早くから渡来人が居住していた。「金剛場陀羅尼經」巻一の奥書には「歳次丙戌年五月、川内国志貴評内知識」とあり、丙戌年（朱鳥元年（六八六））に僧實林が衆生を「教化」して、河内国志紀評で知識を募って写経したことがみえる。また、七世紀中頃から後半にかけて河内六寺が建立されており、西京となる地域では、七世紀には寺院の建立が盛んであつた。

加えて、西京近くの丹治郡（大阪府羽曳野市）にある船氏の氏寺である野中寺の「金銅製弥勒菩薩半跏像刻銘」には、丙寅年（天智五年（六六六年））に栢寺の智識らが誓願したという銘文が刻まれている。また、古市郡（大阪府羽曳野市）にある西文氏の氏寺である西琳寺では七世紀末の伽藍遺構が発掘され、『河内国西琳寺縁起』所引「金銅弥陀三尊像銘文」には「書大阿斯高君と、その子の支弥高首が西琳寺を草創した」という旨が記され、「子の梅檀高首・土師長兄高連・羊子首・韓会古首が取えて塔寺を奉る」とある。光背には続いて、「宝元五年己未正月、二種智識が弥陀仏像ならびに二菩薩を敬い造る」とあり、この「己未」年は斉明五年（六五九）と考えられている。

このように、河内は七世紀中頃から後半にかけて、在地豪族や渡来系氏族の知識により多くの寺院が建立され仏教が盛な先進的地域であった。また、『続日本紀』天平勝宝元年十月丙子（十五日）条には「河内国寺六十六区見住僧尼及沙弥・沙弥尼、絶綿各有差」とみえる。古代寺院は

一郡に一寺存在するのが普通であるが、河内国では、このような歴史的背景から一里二寺の割合で古代寺院が存在したと推察され、実際に六十六寺あったと考えられる。

したがって、道鏡の出身地だけでなく、交通の要所であり、河内の先進的な地域性も由義宮と西京設置の要因となったと考えられる。

称徳天皇の崩御と、道鏡の失脚により、西京の造営は途中で終わったものの、道鏡の出身地であり、河内地域の特殊性と交通の要所である西京は遷都も視野に入れて造営された都城だったのである。

## 註

- (1) 大井重三郎「由義宮」(『上代の帝都』立命館出版、一九四四年)二九九頁、足利健亮「由義京の宮域および京城考」(中山修一先生古稀記念事業会編『長岡京古文化論叢』同朋出版社、一九八六年)六六七頁、原昌則「西京(由義宮)の残影」(塚口義信博士古稀記念会編『塚口義信博士古稀記念 念 日本古代学論叢』和泉書院、二〇一六年)四〇六頁。
- (2) 藤原仲麻呂に対抗する称徳天皇・道鏡の政策としては、東大寺・法華寺の建立に対する西大寺・西隆寺の建立、開基勝宝・太平元宝・万年通宝の新鑄に対する神功開宝の新鑄、皇后宮職を改めた紫微中台の設置と紫微令の就任に対する法王宮職の設置と法王の就任などがある。
- (3) 岸俊男「保良宮と由義宮」(『日本の古代宮都』日本放送出版協会、一九八一年)七四〜七六頁、辻尾榮一「古代宮都由義宮考一」(『郵政考古紀要』五号、一九八一年)二六〜二八頁。
- (4) 拙稿「保良京の史的意義」(『古代都城の形態と支配構造』同成社、二〇一七年、初出二〇一五年)。
- (5) 中村修也「奈良時代の市司就任氏族」(『日本古代商業史の研究』思文閣出版、二〇〇五年、初出一九八七年)一三三〜一三四頁。
- (6) 松村翔太「忘れ去られた西京―称徳・道鏡と由義宮の五年史」(『帝塚山大学考古学研究所研究報告』一三号、二〇一一年)四七頁。
- (7) 「東弓削遺跡(由義寺跡)の発掘調査(遺構確認調査)現地説明会資料」

(八尾市教育委員会・公益財団法人八尾市文化財調査研究会、二〇一七年)。  
(8) 『続日本紀』宝龜三年四月丁巳条には、「道鏡、俗姓弓削連、河内人也」とある。

(9) 中井真孝「道鏡と河内」(大阪府史編纂専門委員会編『大阪府史』第二卷、大阪府史編纂委員会、一九九〇年)七四一頁。

(10) 今泉隆雄「八世紀造宮官司考」(『古代宮都の研究』吉川弘文館、一九九三年、初出一九八三年)三一頁。

(11) 足利健亮氏は、『続日本紀』神護景雲三年十月甲子条の「安宿」は「高安」の間違いと考える(前掲、足利健亮「由義京の宮域および京城考」)。

(12) 『大日本古文書』二―324、続修後集九断簡(四)裏。

(13) 『続日本紀』天平神護元年閏十月己丑朔条。

(14) 樋口薫「東弓削遺跡(由義寺跡)」(『ヒストリア』二六六号、二〇一八年)八六頁、「東弓削遺跡(由義寺跡)」の発掘調査(遺構確認調査)現地説明会資料(八尾市教育委員会・公益財団法人八尾市文化財調査研究会、二〇一八年)一頁。

(15) 『続日本紀』天平神護元年九月丁酉条。

(16) 前掲、樋口薫「東弓削遺跡(由義寺跡)」八七頁。

(17) 『続日本紀』天平勝宝八歳二月己酉条には「知識・山下・大里・三宅・家原・鳥取等七寺」とあるが、寺名が見えるのは六寺であり、翌日の庚戌条の「六寺」と同じ寺を指すことから、「七寺」は「六寺」の誤りであろう(『続日本紀』三卷(新古典文学大系、岩波書店、一九九二年)一五六頁)。

(18) 前掲、足利健亮「由義京の宮域および京城考」六七四頁。

(19) 竹内亮「五十戸と知識寺院」(『日本古代の寺院と社会』塙書房、二〇一六年、初出二〇〇九年)二三三頁。

(20) 『大阪府の地名Ⅱ』(日本歴史地名体系、平凡社、一九八六年)一〇四七頁。

(21) 前掲、中村修也「奈良時代の市司就任氏族」一三一〜一三三頁。

(22) 『続日本紀』天平十三年八月丙午条。

(23) 『同』天平十七年五月丁卯条。

(24) 『日本紀略』延暦十三年七月辛未朔条。

(25) 『大日本古文書』五―333〜334、続修別集四八断簡十裏。

(26) 『鎌倉遺文』一六九一号、正木直彦氏所蔵文書。

- (27) 前掲、足利健亮「由義京の宮城および京城考」六七三頁。
- (28) 服部昌之「条里と交通路」(大阪府史編纂専門委員会編『大阪府史』第二卷、大阪府史編纂委員会、一九九〇年) 四七二～四七三頁。
- (29) 上田睦「河内の古代寺院と氏族」(『河内の古瓦と氏族の研究』二〇〇九年) 三〇九頁。